

令和4事業年度

事業報告書



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

(目次)

1. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等.....	3
2. 法人プロフィール.....	5
(1) 法人の目的.....	5
(2) 業務内容.....	5
(3) 沿革.....	5
(4) 設立根拠法.....	5
(5) 主務大臣（主務省所管課）.....	5
(6) 位置付けと役割.....	6
(7) 組織体制.....	8
(8) 事務所の所在地.....	9
(9) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況.....	9
(10) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較.....	9
(11) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画（法人単位）.....	10
3. 中長期目標.....	13
(1) 概要.....	13
(2) 一定の事業等のまとめりとごとの区分に基づくセグメント情報.....	14
4. 中長期計画及び年度計画.....	15
5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉.....	17
(1) ガバナンスの状況.....	17
(2) 内部統制等の運用に関する情報.....	18
(3) 役員等の状況.....	21
(4) 職員の状況.....	22
(5) 重要な施設等の整備等の状況.....	22
(6) 純資産の状況.....	22
(7) 財源の状況.....	22
(8) 社会及び環境への配慮等の状況.....	24
6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策.....	27
7. 業績の適正な評価の前提情報.....	29
8. 業務の成果と使用した資源の対比.....	33
(1) 自己評価.....	33

(2) 当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況.....	34
9. 予算と決算との対比	35
10. 財務諸表（要約した法人単位財務諸表）	36
(1) 貸借対照表.....	36
(2) 行政コスト計算書	36
(3) 損益計算書.....	37
(4) 純資産変動計算書	38
(5) キャッシュ・フロー計算書	38
11. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	39
(1) 貸借対照表.....	39
(2) 行政コスト計算書	39
(3) 損益計算書.....	39
(4) 純資産変動計算書	39
(5) キャッシュ・フロー計算書	40
12. 参考情報.....	41
(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明	41
(2) 主な広報活動	43

1. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)は、国が定める「健康・医療戦略」の下、我が国における医療分野の研究開発とその環境整備の中核的な役割を担う資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、2015年(平成27年)に設立されました。これまで、AMEDの取組を最大化させるべく、研究開発マネジメント機能の構築とさらなる高度化に取り組んでまいりました。

現在は、第2期中長期計画(対象期間:2020～2024年度(令和2～6年度))の下で、「成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指し、6つのモダリティ(創薬手法や治療手段等)を軸にした統合プロジェクトを中心に、基礎研究から実用化に至る一貫した研究開発を推進し、新たな医療技術等の様々な疾患への展開を図っています。



日本医療研究開発機構(AMED)の理念・運営方針・第2期推進方針

理 念	AMEDは、医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担い、「医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指します。
運 営 方 針	● 基礎から実用化までの一貫した医療研究開発を推進し、研究開発の成果の普及と円滑な実用化を図ります。 ● 研究開発を推進する触媒となり、医療イノベーション創出への道を拓きます。 ● 研究成果の実用化に向けて産学連携の支援を行います。 ● 海外機関と連携して国際動向を踏まえた共同研究を推進します。 ● 研究費の効果的な運用や業務の効率化について改善を続けます。 ● 適正な研究実施のための不正防止や法令遵守に取り組みます。
第2期 推 進 方 針	新型コロナウイルス感染症対策のための研究開発 新型コロナウイルス感染症対策に係る研究開発等として、令和2年度補正予算及び調整費等を用いて、診断法開発、治療法開発、ワクチン開発等を迅速かつ着実に取り組む。 政府との協調・協働 医療分野研究開発推進計画の決定により大きな方向性を定めていく政府と、その実現に向けファンディングエージェンシーとして研究開発に責任を持つAMEDという大きな役割分担を互いに尊重しつつ、しっかりとした協調・協働関係を形成する。 体制・運営の強化 第1期5年間に於いて「国民が健康な生活及び長寿を享受できる社会の形成に向けて、世界最高水準の医療の提供に資するための医療分野の研究開発の推進を支援していく」という方針のもと、得られた成果と今後の課題をしっかりと検証しつつ、第2期ではより円滑に力強い体制と運営を目指す。 国際競争力の向上 2012年からの6年間、東京工業大学の学長として大学の教育・研究力を世界トップレベルに持ち上げるための大胆な改革を実現させた組織運営の経験を生かして、健康・医療分野での国際競争力の向上を目指す。 異分野融合、科学技術系シンクタンクとの連携強化 医療分野の研究開発はもはや医学・薬学に留まらず、理学・工学、そして統計学・情報学、さらに社会科学・心理学、人間行動学など幅広い学問分野を背景に進められるべきであり、JST-CRDSやNEDO-TSCなどの科学技術系シンクタンクとの連携という観点からもAMEDの今後のあり方とマネジメントについて新しい視野を持って取り組む。

これからの医療研究開発を推進するためには、所管省庁の枠を超えた事業や研究課題間の連携、医学・薬学にとどまらない幅広い分野との融合研究等も重要です。最先端の研究動向や各研究課題の進捗等に目を配り、柔軟・機動的な資金配分を行うことで、AMED が研究開発を推進する触媒となり、これらの連携等を促進する取組や新たな仕組みづくりにも引き続き注力します。あわせて、研究への患者・市民参画など、医療研究開発における「社会共創」の取組も一層推進していきたいと考えています。

また、政府の「ワクチン開発・生産体制強化戦略」の下、感染症有事に国策としてのワクチン開発を迅速に推進するため、2022年(令和4年)3月にAMED内に先進的研究開発戦略センター(SCARDA)を設置し、感染症有事の発生前・発生後を通じたマネジメントや全体調整を行う体制を構築しました。SCARDAは、広範な情報収集・分析機能、それに基づく戦略的な意思決定と機能的なファンディング機能により、平時より長期的・安定的かつ戦略的に産学官連携による研究開発を支援します。そして、集積された最新の知見・技術やエビデンスを活用して、感染症有事にあつては迅速・機動的なファンディングを行い、ワクチンの早期実用化につなげ、国民のご期待に応えていきたいと考えています。

今後も、患者さんや医療現場、研究者、産業界等のニーズを十分踏まえながら、世界最高水準の技術を用いた医療の提供に一層貢献できるよう取り組んでまいります。今後とも、国民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

2023年(令和5年)6月 理事長

三島良直

2. 法人プロフィール

(1)法人の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法 第3条において、以下のとおり、規定されています。
国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。

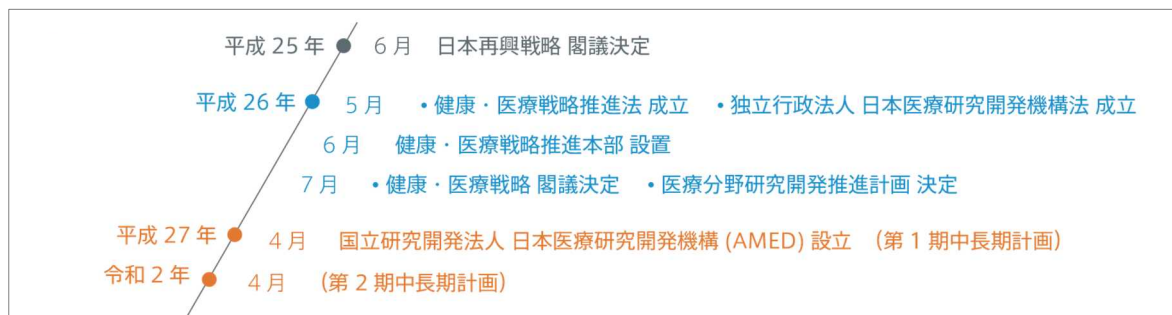
(2)業務内容

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法 第16条において、以下のとおり、規定されています。
機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1) 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 2) 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3) 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3)沿革

AMED は 2015 年度(平成 27 年度)に設立され、2020 年(令和 2 年)4 月より第 2 期中長期計画期間に入っています。



(4)設立根拠法

健康・医療戦略推進法

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

(5)主務大臣(主務省所管課)

内閣総理大臣(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局日本医療研究開発機構担当室)

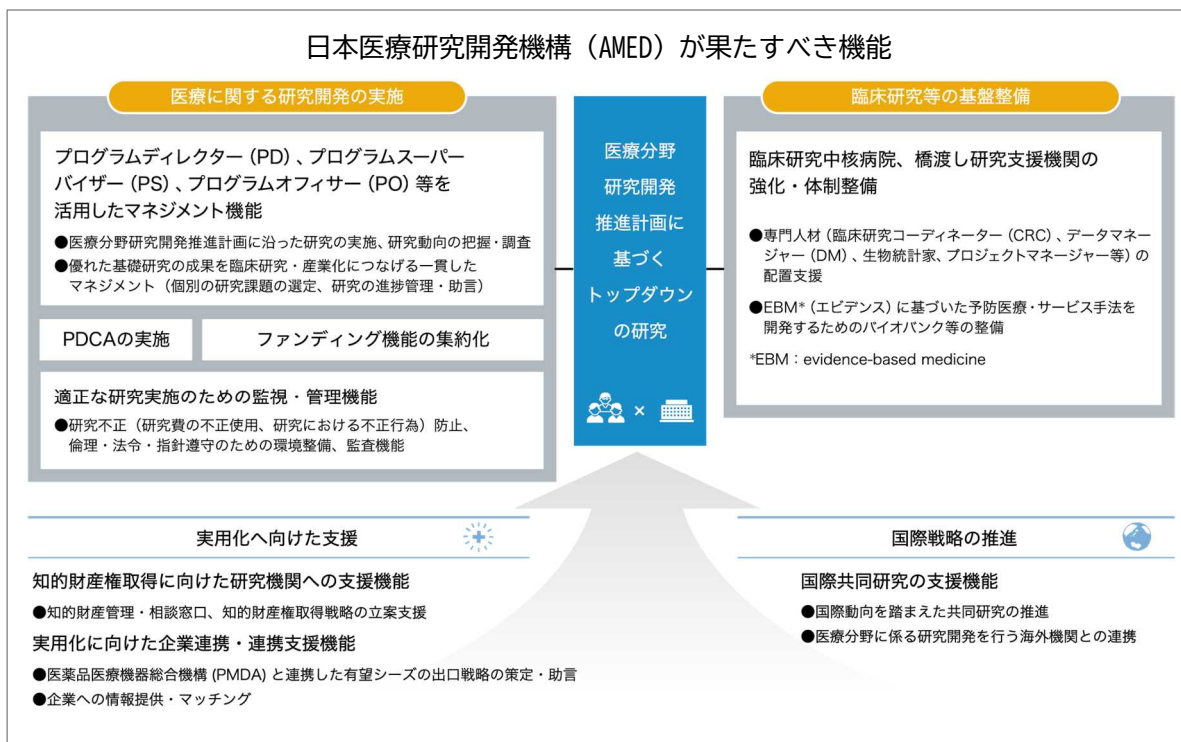
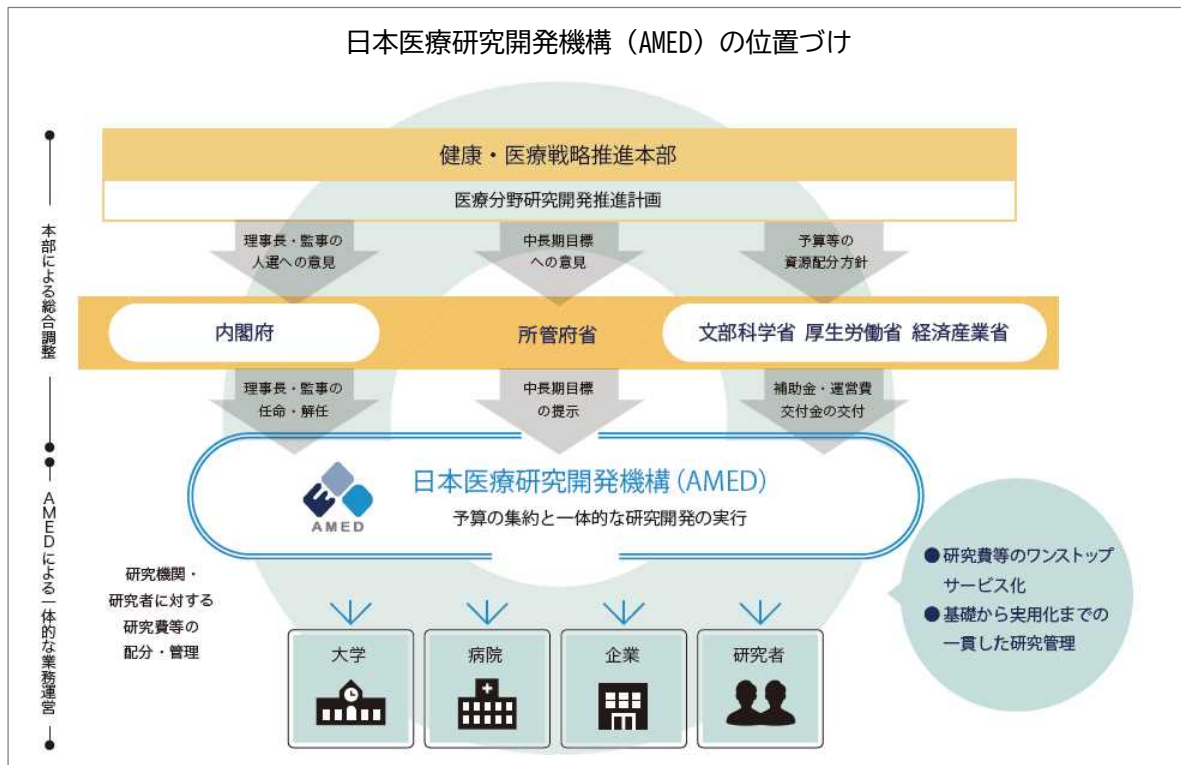
文部科学大臣(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課)

厚生労働大臣(厚生労働省大臣官房厚生科学課)

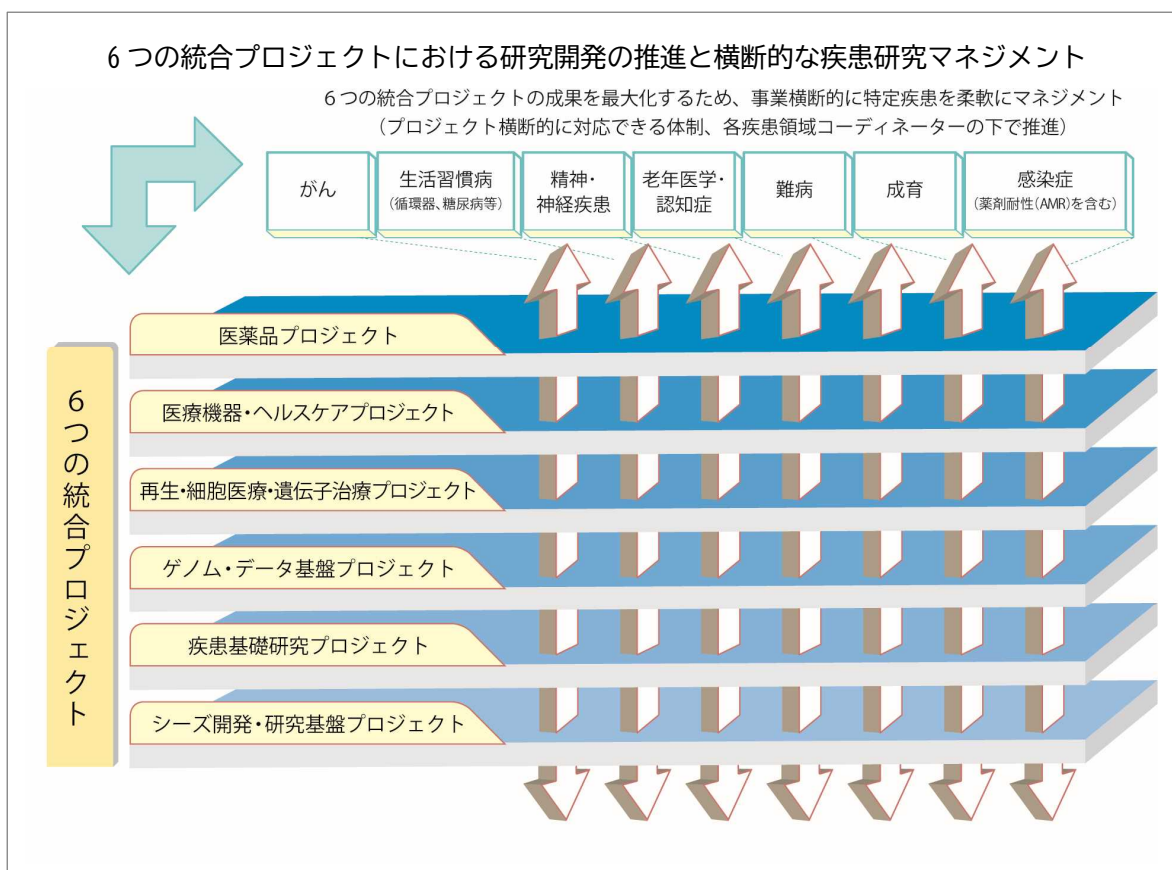
経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループヘルスケア産業課)

(6)位置付けと役割

AMED は、内閣に設置された健康・医療戦略推進本部の下、政府が定める健康・医療戦略等に基づき、関係省庁に分散している研究費を集約し、研究開発支援のワンストップサービス化を行い、6つの統合プロジェクトを中心とする基礎から実用化までの一貫した研究管理を行います。プログラムディレクター (PD)、プログラムスーパーバイザー (PS)、プログラムオフィサー (PO) による事業管理を通じたマネジメント機能の高度化をはじめとした医療に関する研究開発の実施及び臨床研究等の基盤整備に加え、産業化に向けた支援、国際戦略の推進を行っています。

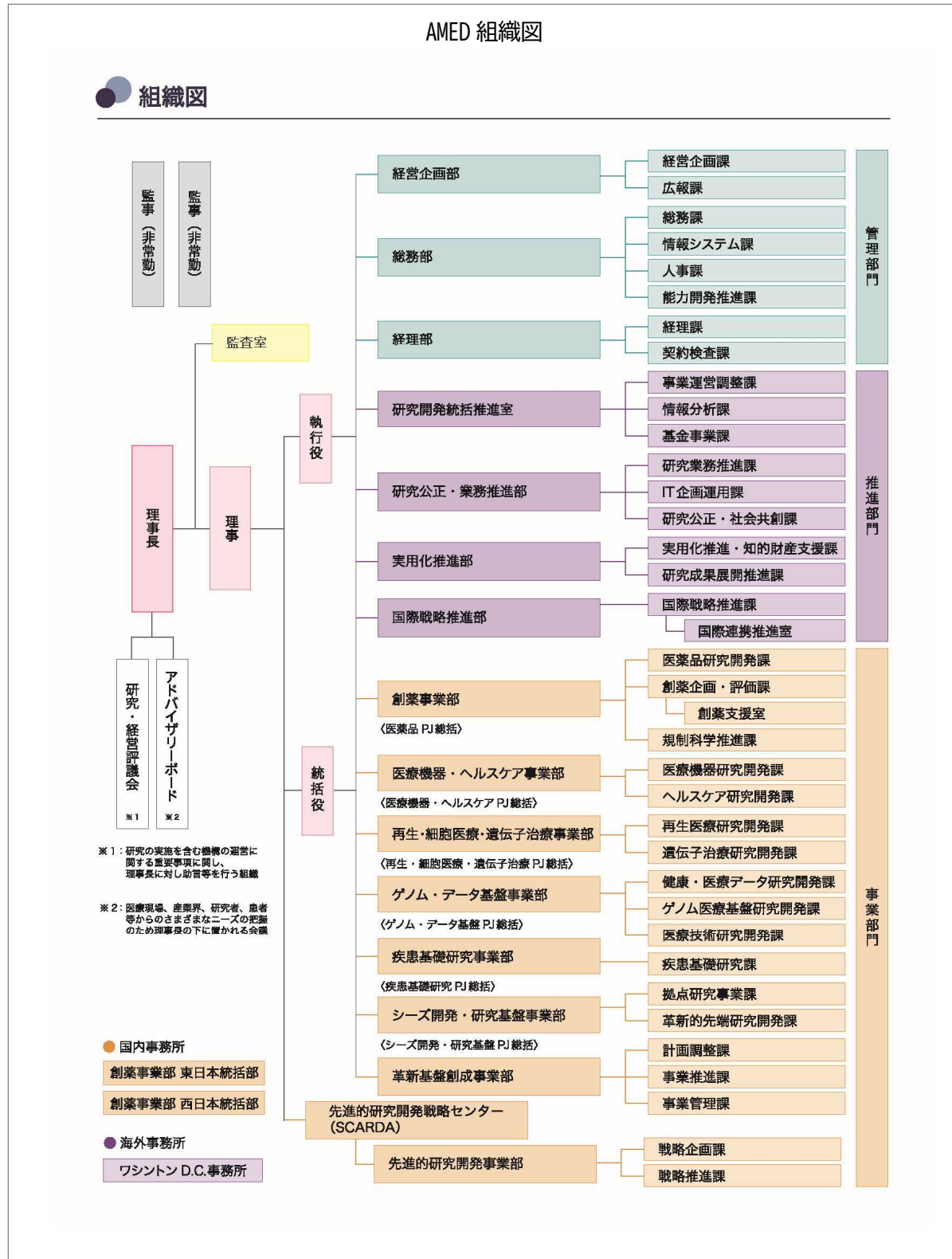


また、AMED が推進する研究開発は、6 つの統合プロジェクトに基づいて推進されますが、わが国における社会課題として主要な7疾患領域(がん、生活習慣病(循環器、糖尿病等)、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症(薬剤耐性(AMR)を含む))に関しても、豊富な経験を有する疾患領域コーディネーター(DC)を配置し、十分な配慮をしつつ、事業運営に努めます。DC は、担当する疾患領域関連事業における高度な専門的知見をもって、疾患領域関連事業間の連携方策や今後のあり方等について提案・助言を行い、医療研究開発の推進およびその成果の円滑な実用化を推進しています。詳細は、30～31 ページをご覧ください。



(7)組織体制

2022 年度(令和 4 年度)における AMED の組織体制は、以下のとおりです。管理部門、推進部門、事業部門の 3 部門による体制としており、さらに、事業部門については、6 つの事業部が各統合プロジェクトを担当し、効果的に研究開発を推進しています。



(8)事務所の所在地

①国内

本部	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル 20 階～24 階
東日本統括部	東京都中央区日本橋室町 1-5-5 室町ちばぎん三井ビルディング 8 階
西日本統括部	大阪府大阪市中央区備後町 4-1-3 御堂筋三井ビル 6 階

②海外

ワシントン D.C.事務所	1920 L Street, Northwest, Suite 503, Washington, D.C. 20036 USA
---------------	--

(9)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

2022 年度(令和 4 年度)においては、関連会社等に該当するものではありません。

(10)主要な財務データ(法人単位)の経年比較

(単位:百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資 産	133,128	139,769	224,514	452,724	743,749
負 債	19,082	25,442	76,113	307,718	608,010
純資産	114,046	114,327	148,400	145,006	135,739
行政コスト	—	141,880	175,616	206,557	176,816
経常費用	148,101	138,053	175,590	206,542	174,541
経常収益	150,286	141,570	175,960	208,901	175,005
当期総利益(△総損失)	2,265	656	509	2,532	△1,635

(注)1. 各金額は単位未満四捨五入によっています。

2. 2020 年度(令和 2 年度)は、新型コロナウイルス感染症対策により国庫補助金及び政府出資金が措置されたことから、大きな増額となっています。

3. 2021・2022 年度(令和 3・4 年度)は、感染症有事対応の抜本的強化等により国庫補助金が措置されたことから、大きな増額となっています。

(11)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位)

①予算

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	6,629
政府出資金	0
医療研究開発推進事業費補助金	103,606
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	11,267
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	1,868
革新的研究開発推進基金補助金	796
寄附金収入	138
受託等収入	180
計	124,485
支出	
一般管理費	4,574
人件費	1,657
物件費	2,898
公租公課	20
事業費	113,764
物件費	113,764
医療研究開発推進事業費	103,606
保健衛生医療調査等推進事業費	11,267
中小企業医療研究開発推進事業費	1,868
受託等経費	180
計	235,260

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

事業費／物件費に含まれている革新的研究開発推進基金補助金の支出(113,764 百万円の内数)には 2022 年度(令和 4 年度)までに造成した基金からの支出が含まれている一方、革新的研究開発推進基金補助金の収入(796 百万円)には 2023 年度(令和 5 年度)に国から交付される事務費相当分のみが計上されていることから事業年度の予算である上記の収入と支出は一致していません。

②収支計画

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	222,544
経常費用	222,530
業務費	217,888
一般管理費	4,642
臨時損失	14
収益の部	222,712
経常収益	222,538
運営費交付金収益	6,399
補助金等収益	213,670
寄附金収益	237
受託業務収入	180
資産見返負債戻入	1,656
賞与引当金見返に係る収益	301
退職給付引当金見返に係る収益	79
貸倒引当金戻入益	1
財務収益	15
雑益	0
臨時利益	174
当期純利益(△総損失)	168
当期総利益(△総損失)	168

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

③資金計画

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	776,882
業務活動による支出	241,954
投資活動による支出	527,511
財務活動による支出	6,465
翌年度への繰越金	953
資金収入	776,882
業務活動による収入	124,507
運営費交付金による収入	6,629
業務収入	4
受託収入	180
国庫補助金による収入	117,538
寄附金収入	138
その他の収入	18
投資活動による収入	637,474
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	14,901

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

3. 中長期目標

(1)概要

①法人の使命

AMED は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことを目的としています。

②第2期中長期目標期間における取組等

これら AMED の使命や現状と課題等を踏まえ、第2期中長期目標期間においては、以下のことに取り組みます。

- AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野の研究開発において中核的な役割を果たす機関として、推進計画に基づき、産学官の中心となり、大学、研究開発法人その他の研究機関等と連携し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を引き続き実施していきます。
- この目的に資するため、適切な組織・人員体制を構築するとともに、第1期中長期目標期間中にあった統合プロジェクトについて、疾患を限定しないモダリティ等の統合プロジェクトに集約・再編し、6つの統合プロジェクト(①医薬品②医療機器・ヘルスケア③再生・細胞医療・遺伝子治療④ゲノム・データ基盤⑤疾患基礎研究⑥シーズ開発・研究基盤)とした上で、基礎から実用化まで一貫した研究開発支援を行います。
- 6つの統合プロジェクトについては、モダリティ等を軸とした統合プロジェクトとし、AIなどデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開します。その際には、「予防／診断／治療／予後・QOL」といった開発目的を明確にしつつ研究開発を進めます。
- 疾患領域に関連した研究開発はモダリティ等の統合プロジェクトの中で推進するが、プロジェクト間の連携を常時十分に確保し、特定の疾患ごとに柔軟にマネジメントを行います。
- 加えて、より速やかな研究成果の実用化・医療への展開のため、統合プロジェクト間の研究成果の展開を進めるとともに、他の資金配分機関、インハウス研究機関や民間企業など、関連する研究を実施している研究機関や産業界等との連携・分担を図りつつ、研究開発を推進します。
- さらに、感染症への対応については、緊急時においては国策としてワクチン開発を迅速に推進するために、AMED 内に、平時からの研究開発の推進を主導する体制を整備し、一体的かつ機動的な予算の配分を通じ、新規モダリティや感染症ワクチンへの応用等の研究開発について、基礎研究から実用化まで産学官が連携して実施する。

(2)一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報

AMED は、中長期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づきセグメント情報を開示しています。具体的な区分は以下のとおりです。

1. AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等
2. 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施
3. 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等

詳細については、第 2 期中長期目標をご覧ください。

(参照:<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

4. 中長期計画及び年度計画

第2期中長期計画(2020年～2024年度(令和2年～令和6年度))に掲げる項目は、次の表のとおりです。年度計画においては、第2期中長期計画に掲げる目標等を達成するための各年度における研究開発事業等の推進について定めています。

第2期中長期計画及び令和4年度計画の内容(概要)

I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割	
II. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等	① 医療に関する研究開発のマネジメント ② 研究不正防止の取組の推進 ③ 研究データマネジメント ④ 実用化に向けた支援 ⑤ 国際戦略の推進
(2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施	① 医薬品プロジェクト ② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト ③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト ④ ゲノム・データ基盤プロジェクト ⑤ 疾患基礎研究プロジェクト ⑥ シーズ開発・研究基盤プロジェクト
(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等	① 政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等 ② 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等 ③ 新型コロナウイルスワクチンの開発支援 ④ ワクチン・新規モダリティの研究開発 ⑤ ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成 ⑥ 創薬ベンチャーエコシステムの強化 ⑦ 先端国際共同研究の推進
(4) 疾患領域に関連した研究開発	
III. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 業務改善の取組に関する事項	① 組織・人員体制の整備 ② PDCA サイクルの徹底 ③ 適切な調達の実施 ④ 外部能力の活用 ⑤ 業務の効率化
(2) 業務の電子化に関する事項	

IV. 財務内容の改善に関する事項	
(1) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
(2) 短期借入金の限度額	
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
(4) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(記載事項なし)	
(5) 剰余金の使途	
V. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制に係る体制の整備	
(2) コンプライアンスの推進	
(3) 情報公開の推進	
(4) 情報セキュリティ対策の推進	
(5) 職員の意欲向上と能力開発等	
(6) 施設及び設備に関する計画	
(7) 職員の人事に関する計画	① 人材配置 ② 人材育成
(8) 中長期目標の期間を超える債務負担	
(9) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に関する事項	
(10) 温室効果ガスの排出の削減	

詳細については、第2期中長期計画及び令和4年度計画をご覧ください。

(参照:<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

AMED の役員、職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項について、主務大臣は内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣となっており、その状況は次のとおりです。

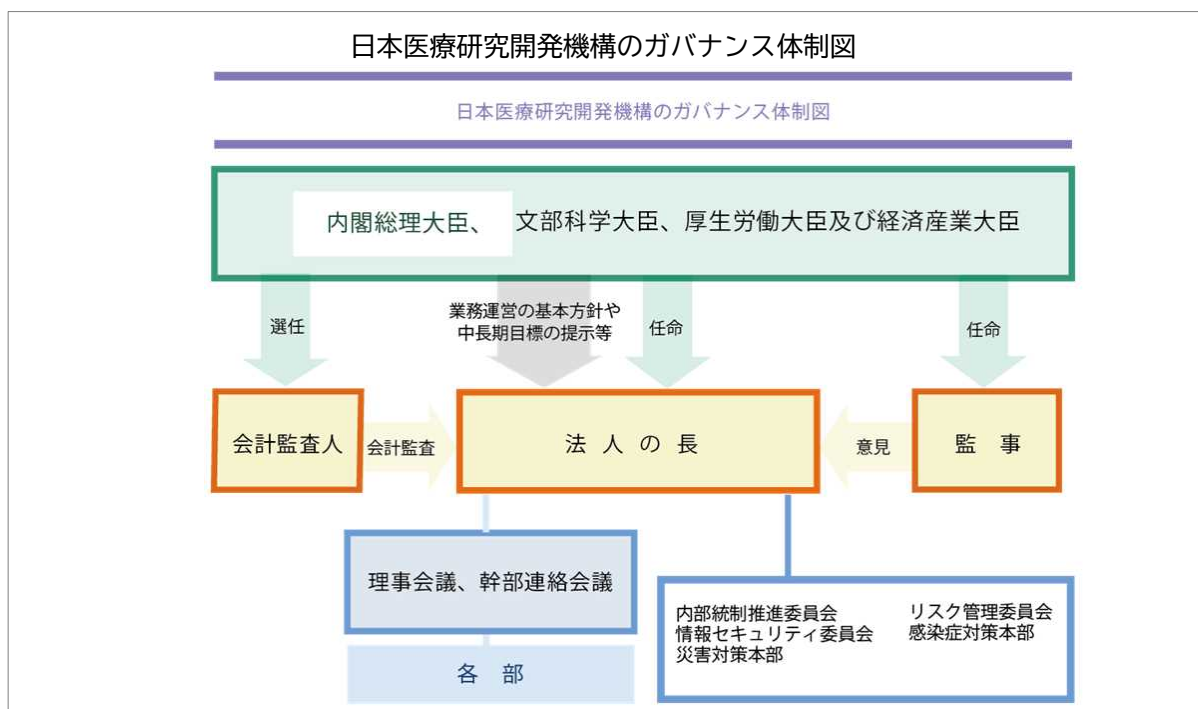
業務内容		主務大臣
1	役員の任命、解任	内閣総理大臣
2	中長期目標の提示	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
3	運営費交付金の交付	文部科学大臣
4	補助金の交付	文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。

機構は内閣総理大臣が任命する法人の長のもと、主務大臣が策定した中長期目標等の指示等に基づいて業務を執行し、事業年度毎に評価を受けています。また、内閣総理大臣が任命する監事が機構の業務の監査及び主務大臣が選定する会計監査人の会計監査を受けています。

AMED の運営及び業務の執行に関する重要事項の審議及び報告の聴取を行うことにより、その適切な執行を確保することを目的として理事会議を設置するとともに、AMED の業務の質の更なる向上やガバナンスの強化に資するため、機構の業務運営全般に係る課題について役員等及び部室の長が認識を共有し、柔軟かつ適時に意見交換、情報共有等を行う幹部連絡会議等を設置しています。また、内部統制推進委員会等、目的に応じて各種の委員会等を設置しています。



なお、国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書の内部統制に関する基本方針において、「機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図る」と定めています。

(2)内部統制等の運用に関する情報

①内部統制に関する事項 業務方法書:第 17 条

内部統制については、AMED の中長期目標に基づき法律及びこれに基づく命令等並びに AMED における各種規程等及びこれらに関連する通知を遵守しつつ業務を行い、AMED のミッションを有効かつ効率的に遂行するため、内部統制推進委員会の設置、内部統制を担当する役員の指定、内部統制を推進する部門の指定、研修の実施等について、「内部統制推進規程」で定めています。

同規程に基づき、設置した「内部統制推進委員会」において、内部統制推進に係る体制を整備するため「内部統制の推進に係る基本方針」を策定しています。

(内部統制の推進に係る基本方針)

1. 役職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制
2. 役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. リスクの管理に関する規程その他の体制
4. 役職員の職務が効率的に行われることを確保するための体制
5. 業務の適正を確保するための体制

(2022 年度(令和 4 年度)の主な実績)

- ・「内部統制推進委員会」を 4 回開催
- ・例規等の制定、見直し等の実施
- ・コンプライアンス研修の実施(のべ 608 人参加)
- ・コンプライアンス意識向上のための冊子の配布
- ・法人文書・個人情報保護に関する研修の実施(それぞれのべ 683 人、802 人参加)
- ・「情報セキュリティ委員会」を 2 回開催
- ・「リスク管理委員会」を 5 回、「感染症対策本部」を 65 回開催(感染者の報告含む)
- ・「理事会議」を 27 回、「幹部連絡会議」を 48 回、「契約監視委員会」を 2 回開催
- ・内部統制に関するモニタリングの実施(「業務記述書、業務フロー図、リスクコントロールマトリクス(RCM)」及び「管理部門内部統制チェックリスト」を年度更新した上でモニタリング)
- ・内部監査の実施
- ・監事によるモニタリング

②リスク管理に関する事項 業務方法書:第 18 条

リスク管理については、AMED のミッション遂行の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、その当該リスクへの適切な対応を可能とするため「リスク管理規程」を整備しています。同規程に基づき、リスク管理の検討、審議等を行うため「リスク管理委員会」を設置しており、適切に開催しながら、リスク発生の防止又は発生した場合の損失の最小化を図っています。

リスク管理委員会は、顕在化したリスクの評価・検証を行い、リスクの再発防止のための検討を行っています。特に、「情報セキュリティ事象等発生」及び「個人情報の漏えい等」については、重点的に発生防止及び発生した場合の損失の最小化に向けて取り組んでいます。また、委員会において、重大なリスクと判断した事案は、再発防止策と実施状況について定期的な報告を求めることにより、再発防止策が適正かつ継続的に実施されリスクが防がれているか確認を行っています。

なお、事故・災害等の緊急時には、災害対策規程、感染症対策本部の設置に関する規則等を踏まえ、対応しています。

(2022 年度(令和 4 年度)の主な実績)

- ・「リスク管理委員会」を 5 回開催
- ・ハラスメントの発生防止のため、職員の意識徹底を図るための研修の実施
- ・情報セキュリティ事象等 42 件(昨年度 39 件)
- ・「感染症対策本部」を 65 回開催(感染者の報告含む)
- ・機構内の新型コロナウイルスに関連する対応を感染症対策本部に報告

③情報セキュリティに関する事項 業務方法書:第 21 条

(情報セキュリティインシデント)

情報セキュリティインシデントの発生は、業務システムの安定運用だけでなく、事業運営全体に影響を与えかねない重大なリスクの一つと認識しています。政府統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」と、それに基づく各種業務マニュアルを定めるとともに、情報セキュリティに関する研修・訓練を実施することで、職員の情報セキュリティ意識の向上を図っています。

AMED では、情報セキュリティインシデントとは言えない軽微なレベルの情報セキュリティ事象でも、発見した職員が速やかにインシデント即応チーム(CSIRT)に通報すること、また、その事象の概要を AMED 全体で情報共有することを日頃から実践しています。例えば、不審なメールを受信した、あるいはメールを誤送信したといった事象は、軽微なものでも通報することが定着してきており、それに対して、適時、全職員へのメールでの注意喚起等を行っています。このような日常の取組を通じ、情報セキュリティインシデントが発生した場合でも、適切な対応が迅速にとれるよう努めています。

(個人情報保護)

個人情報保護については、AMED の業務の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報保護規則」を制定し、対応しています。

各業務に関わる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損のリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの不正アクセスや持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の漏えい等を未然に防止するため、当該個人情報及びリスクの管理事項、体制整備、対応方針などを柱とした「個人情報保護規則」、「情報セキュリティポリシー」及び「リスク管理規程」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングや教育研修などを通じ徹底した管理を行っています。

(2022 年度(令和 4 年度)の主な実績)

- ・情報セキュリティに関する研修の実施(のべ 2,027 人参加)
- ・「情報セキュリティ委員会」を 2 回開催
- ・個人情報保護に係る点検を実施
- ・個人情報保護に関する教育研修の実施(のべ 802 人参加)

④運用資金の管理

資金運用については取扱い規則を整備し、元本回収の安全性及び確実性を最優先とした定期預金、国債等にて運用を行っています。

⑤監事監査・会計監査人監査・内部監査 業務方法書:第 22 条、第 23 条

監事は、AMED の業務に関する監査を行います。監査の結果は、監査報告書として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)

に提出されます。なお、監査の結果に基づき、必要があるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、AMED は、監事の監査とは別に、独法通則法により、会計監査人の監査を受けなければなりません。監査の結果は、会計監査報告書として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣に提出され、ホームページで公開されます。

さらに、監査室は、AMED の業務に関し、業務の運営が合規性の観点から法令等に準拠し適正に行われているかどうか等について、内部監査を実施します。監査の結果及びその結果に対する改善状況は、監査報告書として理事長に報告します。2022 年度(令和 4 年度)の内部監査(内部監査規程及びその他の規程に基づく監査)は、内部統制チェックリストの運用状況等の確認を実施しました。

⑥入札及び契約に関する事項 業務方法書:第 25 条

AMED は、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置して、独法の契約状況の点検・見直しについて(閣議決定)等に基づき、入札及び契約手続等の点検・見直し等を行います。また、物品又は役務等の調達に係る競争契約原則の徹底及び入札の適正を期する等のため契約審査委員会を設置しています。

2022 年度(令和 4 年度)においては、契約監視委員会を 2 回開催し、調達実績の点検・見直しを行いました。また、契約審査委員会を 2 回開催しました。

⑦中長期計画等の進捗管理 業務方法書:第 16 条

中長期計画及び年度計画における業務の質の向上及び業務の効率化に関する項目の着実な達成に資すること等を目的として「中長期計画及び年度計画の執行管理に関する規則」を制定、同規則に基づき、役員等及び部室の長が出席する会議において、業務の進捗状況については随時、支出予算の執行状況については原則四半期ごとに把握、検討するとともに、その他の措置が必要と認める場合は、当該措置を指示するものとしています。

(3)役員等の状況

①役員

役職	氏名	任期	経歴	
理事長	三島 良直	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	昭和50年3月	東京工業大学大学院理工学研究科修士課程修了
			昭和54年8月	University of California, Berkeley 大学院材料科学専攻 博士課程 修了
			平成9年4月	東京工業大学 教授(大学院総合理工学研究科材料物理学専攻)
			平成24年10月	東京工業大学学長(平成30年3月まで)
			平成31年4月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)技術戦略研究センター センター長
理事	城 克文	令和2年8月8日～ 令和4年6月30日	平成元年3月	東京大学法学部卒業
			平成元年4月	厚生省入省
			平成23年7月	内閣府参事官(社会システム担当)
			平成25年7月	厚生労働省医政局経済課長
			平成28年6月	厚生労働省保険局総務課長
			令和元年7月	内閣官房内閣審議官(内閣官房健康・医療戦略室次長)
理事	三浦 明	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日	平成4年3月	東京大学法学部卒業
			平成4年4月	厚生省入省
			平成28年6月	厚生労働省老健局 振興課長
			平成29年7月	厚生労働省医政局 経済課長
			令和元年7月	厚生労働省大臣官房参事官(情報化担当)
			令和3年4月	内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) (命:内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官) (命:内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室参事官)
監事 (非常勤)	稲葉 カヨ	令和2年9月1日～ 中長期計画最終年度に ついての財務諸表承認日	昭和53年3月	京都大学大学院理学研究科博士課程修了
			平成11年4月	京都大学大学院生命科学研究科教授
			平成15年4月	京都大学大学院生命科学研究科長
			平成19年10月	京都大学女性研究者支援センター長
			平成25年8月	京都大学副学長
			平成26年10月	京都大学理事・副学長(令和2年9月30日まで)
監事 (非常勤)	白山 真一	令和2年9月1日～ 中長期計画最終年度に ついての財務諸表承認日	昭和60年3月	慶應義塾大学 商学部卒業
			昭和60年4月	大東京火災海上保険株式会社入社
			平成3年10月	中央新光監査法人入所
			平成15年6月	中央青山有限責任監査法人 パートナー
			平成17年9月	中央大学専門職大学院国際会計研究科修了

		平成 19 年 8 月	有限責任監査法人トーマツ パートナー
		平成 24 年 3 月	慶應義塾大学大学院 商学研究科 後期博士課程 単位取得退学
		令和元年 10 月	上武大学 ビジネス情報学部 教授

②会計監査人

EY 新日本有限責任監査法人

(4)職員の状況

常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む)及び平均年齢

常勤職員の数 (うち、出向者数)	439 名(前事業年度末比 40 名増) (うち、出向者 188 名)
平均年齢	50.6 歳

(5)重要な施設等の整備等の状況

国内には、東京都千代田区に本部、東京都中央区に東日本統括部及び大阪府大阪市に西日本統括部、海外には、ワシントンD.C.事務所がありますが、いずれも賃貸であり所有する施設はありません。

(6)純資産の状況

① 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	141,697	-	7,656	134,040
資本金合計	141,697	-	7,656	134,040

(注)当期減少額は、国庫納付によるものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

2022 年度(令和 4 年度)においては、目的積立金の申請は行っておりません。

(7)財源の状況

2022 年度(令和 4 年度)の法人単位の収入決算額は 482,170 百万円であり、その大半が国からの財政措置である運営費交付金及び国庫補助金となります。

なお、その他の収入については過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等であり、将来的に国庫納付するものとなります。

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	6,668	1.4
国庫補助金	466,195	96.7
その他の収入	8,812	1.8
寄附金収入	160	0.0
受託等収入	335	0.1
合計	482,170	100.0

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(8)社会及び環境への配慮等の状況

AMED は、国民の安全・安心を確保し、理解・信頼を得ながら、社会の真のニーズに基づく、社会との調和が図られた研究開発の実施と成果の創出を目指すべく、「社会共創(Social Co-Creation)」の取組を推進しています。

「社会共創」の取組として、①医療研究開発にともない生じる倫理的・法的・社会的課題(ELSI: Ethical, Legal and Social Issues)への対応、②多様な幸せ(well-being)を実現するためのダイバーシティ推進、③Society 5.0 における医療研究開発のための持続可能な開発目標(SDGs)への対応を行っています。

➤ AMED「社会共創」ウェブサイト:<https://www.amed.go.jp/socialcocreation/index.html>

2022 年度(令和 4 年度)は、「社会共創」の基本的考え方を、社会に広く伝えるためのイベント「AMED 社会共創 EXPO」を開催しました。

➤ AMED 社会共創 EXPO ウェブサイト:<https://www.amed.go.jp/socialcocreation/amedactivities.html>

① 医療研究開発に伴い生じる倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への対応

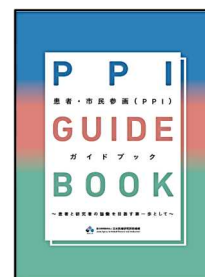
AMED が取り扱う主な疾患分野(がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、不育、感染症等)は、いずれも現在および将来、日本において社会課題となるものであり、国民の安全・安心を確保しつつ、社会から理解・信頼を得ながら実用化を進めることが必要な研究開発テーマです。このことから、医療研究開発に伴い生じる倫理的・法的・社会的課題(ELSI)に関する研究や対応を行っています。

～2022 年度(令和 4 年度)の具体的な取組事例～

- ・ 再生医療実用化基盤整備促進事業及び再生医療実現拠点ネットワークプログラムにおいて、再生医療研究とその成果の応用に関する倫理的課題の解決支援のため、実施機関への ELSI に関する研修・意見交換に加え、患者・市民が再生医療に対する関心や理解を深めるための意見交換会や中高生が対象のイベントを開催し、双方向の議論等を行いました。
- ・ 研究開発推進ネットワーク事業において、医学研究の成果を分かりやすく伝えるための手引きを用いた研究者・広報担当者向けワークショップや大学院生向け講義の開催、手引きの改定、動画や一般向けリーフレット等の資料作成、医学系研究者・一般の方を対象とした公開シンポジウムを開催する等の取組を行いました。
- ・ 難治性疾患実用化研究事業において、専門家・患者・製薬企業へのインタビューを行い、疾患の希少性に基づく ELSI を抽出し、国内外の学会で日本の希少難治性疾患を取り巻く状況や潜在的な課題について情報発信を行いました。さらに、患者・専門家による意見交換会を開催し、啓発活動や継続的な情報発信に関する患者・家族の意見を収集し、ウェブサイトの改善につなげました。

② 医療研究開発への患者・市民参画(PPI)

AMED では、医学研究・臨床試験プロセスの一環として研究者が患者さんや市民の方々の知見を参考にする「研究への患者・市民参画(PPI: Patient and Public Involvement)」の取組を推進しています。この取組により、患者さんなどにとってより役に立つ研究成果の創出や研究の円滑な実施、被験者保護の強化が期待されます。



- AMED 研究への患者・市民参画(PPI) : <https://www.amed.go.jp/ppi/index.html>
- AMED 研究班による PPI の取組事例: <https://www.amed.go.jp/ppi/ppipractice.html>

③ 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)への対応

2015 年(平成 27 年)9 月の国連持続可能な開発サミットにて採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」として、17 の目標と 169 のターゲットが定められています。



AMED における全ての事業は目標 3「すべての人に健康と福祉を」の達成に向けての取組であると同時に、他の目標達成に向けても取組を着実に推進しています。

- 国際連合広報センター「2030 アジェンダ」:

https://www.un.org/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

- AMED 事業における SDGs 達成に向けた代表的な取組:

<https://www.amed.go.jp/socialcocreation/SDGs.html>

④ その他、社会及び環境への配慮等に関する取組

「社会共創」の取組のほかに、下記の通り、社会及び環境への配慮等に関する取組を行っています。

(ダイバーシティ&インクルージョン、ワークライフバランス等)

- ・ 医療分野の研究開発の評価に際して、課題評価委員会の充実を図り、適切な課題評価を実施するため、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮を行っています。
- ・ 国等による女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 8 条の規定に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画」を策定するとともに、女性の活躍に関する情報公表を活用し、職員がその能力を十分に発揮できるような、働きやすい環境作りに役立てています。
- ・ 国等による次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 12 条の規定に基づき、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、職員が仕事と子育てを両立させることができる、職員が働きやすい環境作りを行っています。この計画に基づき、ワークライフバランス休暇やテレワーク(在宅勤務)等、さまざまな制度を導入しています。
- ・ 国等による障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)に即して、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方並

びに合理的配慮の具体例、相談体制の整備、職員への研修・啓発について記載した「国立研究開発法人日本医療研究開発機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成するとともにこれを公開(るびなし版、るびあり版、テキスト版)し、多様な一人の職員として受け入れ、相手を理解し一緒に働くことができるような障がい者雇用に取り組んでいます。

- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)第 6 条の規定に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、同法第 7 条の規定に基づき、毎年度その実績を公表しています。

(社会等への配慮)

- ・ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 5 条の規定に基づき、令和 4 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和 4 年 8 月 26 日閣議決定)に即して、毎年度「中小企業者に関する契約の方針」を定め、新規中小企業者をはじめとする中小企業者からの物品等の調達に努めています。

(環境等への配慮)

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 7 条の規定に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和 4 年 2 月 24 日閣議決定)に即して、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるとともに、同法第 8 条の規定に基づき、毎年その実績の概要を公表しています。
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号)第 8 条の規定に基づき、毎年度「環境配慮契約の締結実績の概要」を公表しています。

【参考】機構ホームページにおける情報公開の状況

・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、女性の活躍に関する情報公表 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針及び調達実績 ・ 中小企業者に関する契約の方針 ・ 環境物品等の調達方針及び調達実績 ・ 環境配慮契約の締結実績の概要	https://www.amed.go.jp/koukai/other.html
--	---

6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

前述の「5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉(1)ガバナンスの状況、(2)内部統制等の運営に関する情報」に記載の体制、方針に基づき識別した業務運営上の課題・リスクのうち、主なものは以下のとおりです。

【医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)】

医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)は、機構が、大規模かつ長期の返済型資金を技術リスクの一部を負担する形で提供することにより、医薬品・医療機器等の研究開発を含めた「実用化の加速化等を革新する基盤の形成」を支援する事業です。技術リスクを負うという事業の特性上、予め定めた開発目標が未達であった場合には、その返済を一部免除する運用となっています。

課題の採択にあたっては、当該分野の技術面・ビジネス面の知識・経験を有する多様な外部有識者で構成する課題評価委員による評価や事務局による与信調査・財務分析を実施したうえで、理事長含め機構の役員・各部長が参加する会議等において、採択に伴うリスクを適切に評価しています。採択後は定期的な訪問等により課題の進捗や経営状況等の把握・モニタリングを実施するとともに、実施機関へは、高付加価値の情報提供や知財戦略、競合分析、出口戦略、組織戦略など、総合的コンサルテーションを提供するといった伴走支援を併せて行うことで、着実に業務を実施しています。

【創薬ベンチャーエコシステム強化事業】

本事業では、創薬に特化したハンズオンによる事業化サポートを行うベンチャーキャピタル(VC)を認定し、その認定 VC による出資を要件として、非臨床試験、第 1 相臨床試験、第 2 相臨床試験もしくは探索的臨床試験の開発段階にある創薬ベンチャーが実施する医薬品等の実用化開発に対する助成を行います。

課題の採択にあたっては、認定 VC によるデューデリジェンスに加え、創薬のビジネス面・技術面・投資面の知識・経験を有する多様な有識者で構成する AMED の課題評価委員による評価を実施するとともに、事務局による与信調査・財務分析を実施し、採択に伴うリスクを適切に評価しています。また、採択後は認定 VC 及び創薬ベンチャーからの定期報告のほか、サイト訪問や意見交換等により、課題の進捗や経営状況等を適時に把握・モニタリングします。

【公正な研究活動の推進】

機構の事業に参加する研究者に対して研究倫理教育プログラムの履修を、研究機関に対して研究倫理教育プログラム履修状況報告書及び利益相反管理状況報告書の提出を義務付け、研究の適正な実施の確保に努めています。また、研究費不正や研究不正の疑惑が生じた際には、「研究活動における不正行為等への対応等に関する規則」に基づき、研究機関における不正調査報告の提出を求め、研究機関における調査が適切に実施されていることを確認するとともに、不正が認定された場合には不正認定された研究者に対して競争的研究費等の参加資格制限を行う等の措置を講じています。

また、公正な研究活動を推進し、研究不正を未然に防止するため、文部科学省や他の研究費配分機

関と連携しつつ、研究倫理教育教材の開発、研究倫理教育の高度化に努めるとともに、メールマガジンの配信、講習会、セミナーの開催、分科会活動等を通じた、研究公正担当者間のネットワークとして RIO ネットワークを構築し、情報共有・交換を促進しています。

【情報セキュリティ／ICTガバナンス】

サイバー攻撃等によりランサムウェアの侵入を許し、重要な情報が暗号化されて利用できなくなったり、外部に漏えいしたりすることで、事業運営が困難になるリスクが想定されます。このリスクへの対応策として、情報セキュリティ研修において、ランサムウェアの被害状況や攻撃者の実態について取り上げるとともに、侵入を防ぐための標的型攻撃メール訓練を実施し、各情報システムの管理者には、データバックアップを確実に取得するための点検と仕様書の修正などを指示しています。各情報システムのランサムウェア対策の実施状況は、情報システム台帳の棚卸しの際に確認しています。

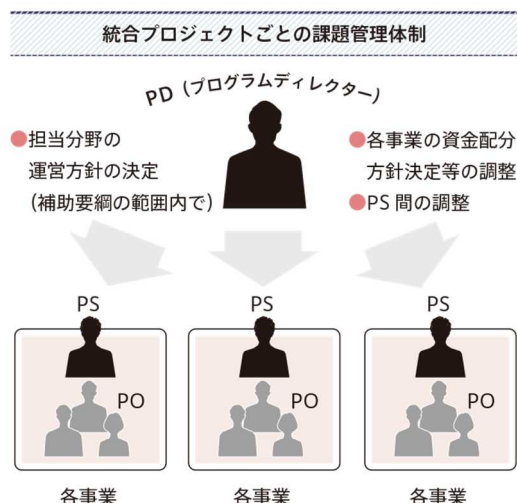
また、各部が運用する情報システムの情報セキュリティを確保するためには、導入時や、運用保守の契約時に、適切な内容の調達仕様書を作成することが重要です。しかし、各部には、必ずしも情報システムに詳しい人材がいるとは限らないため、情報システム課が調達仕様書のひな型を作成、提供するとともに、仕様書案と参考見積書の内容を精査し、改善点をフィードバックすることで、AMED 全体としての情報セキュリティレベルの向上と、ICT ガバナンスの確保を図っています。このような取組は、ポートフォリオマネジメントオフィス(PMO)の業務の一環として実施しているものです。

7. 業績の適正な評価の前提情報

2022 事業年度(令和 4 事業年度)の AMED の各業務についてのご理解とその評価に資するため、以下に各統合プロジェクト及び主な事業の概要を示します。

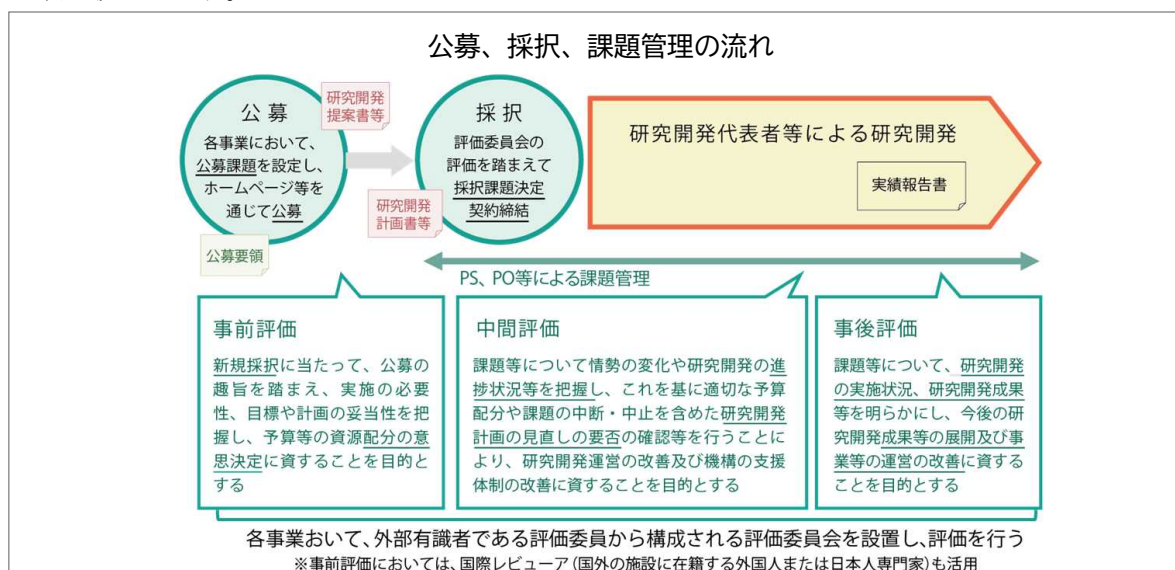
① AMED における事業運営

AMED では、研究分野に関して優れた学識経験や研究開発の実績等を有し、研究開発課題の評価及び業務運営に関して見識を有する専門家を PD(プログラムディレクター)/PS(プログラムスーパーバイザー)/PO(プログラムオフィサー)として配置しています。PD/PS/PO は協力して、統合プロジェクト全体の課題を把握し、担当する統合プロジェクトの運営や統合プロジェクト間の協力の推進等の高度な専門的調整を行うとともに、優れた研究開発提案の評価・発掘や基礎研究の成果を臨床研究・実用化につなげる一貫した運営を行っています。



② 研究開発課題の採択から課題管理、評価について

各事業における研究開発課題の採択から進捗管理に関して、以下の流れで行っています。事前評価においては、外部有識者である評価委員から構成される評価委員会において、原則として書面審査とヒアリングを実施した上で採択優先順位を決定、PS/PO による採択課題(案)の決定を経て、AMED において採択課題が決定されます。採択後は各事業の PS/PO 等が各研究開発課題の進捗状況、成果を把握するとともに、評価委員会は中間評価を必要に応じて、事後評価を適切な時期に実施します。また、評価結果を踏まえて PD/PS/PO で協議を行い、AMED による今後の成果展開や事業等の運営へ反映します。



③ 6つの統合プロジェクトについて

AMED では、第2期中長期計画において、下記の表の通り、モダリティ等を軸とした6つの「統合プロジェクト」を定めています。プログラムディレクター (PD) の下で、関係府省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進しています。

1) 医薬品プロジェクト
新規モダリティの創出から、創薬デザイン、最適化、活性評価、品質・有効性・安全性評価法や製造技術等の研究開発まで、モダリティに関する基盤的な研究開発や規制科学を推進しています。また、様々なモダリティに関する技術・知見等を疾患横断的に活用して新薬創出を目指すとともに、アカデミア発の革新的なシーズの実用化を支援しています。さらに、創薬デザイン技術や化合物ライブラリー、解析機器の共用等、創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組んでいます。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/index01.html
2) 医療機器・ヘルスケアプロジェクト
産学官の協力体制のもと、AI・IoT 技術、計測技術、ロボット技術等を融合させた医療機器・システムやヘルスケアの研究開発を支援し、疾病の診断・治療の高度化、疾病の予防推進や QOL 向上を目指しています。また、医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組んでいます。基礎研究から実用化へ向けてフェーズをアップするため、ステージゲートを意識しながら、切れ目のない支援を推進しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/index02.html
3) 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト
再生・細胞医療の実用化に向けて、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的 iPS 細胞等を活用した難病等の病態解明・創薬研究及び必要な基盤構築を進めています。また、遺伝子治療について、遺伝子導入技術や遺伝子編集技術に関する研究開発を行っています。これらを進めるに当たり、異分野融合の研究開発、若手研究者の参画や国際共同研究の実施等を取り入れながら推進しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/index03.html
4) ゲノム・データ基盤プロジェクト
バイオバンクやコホート、臨床研究等のゲノム・データ基盤の整備、全ゲノム解析等実行計画等を介したデータ利活用促進により、ライフステージを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進し、病態解明を含めたゲノム医療、個別化医療の実現を目指しています。また、レジストリ等の医療データを活用した新たな診断・介入法の実装に向けた研究、無形の医療技術や関連するシステムの改善、改良を目指したデータ収集等の研究を行っています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/index04.html
5) 疾患基礎研究プロジェクト
医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行っています。これらの研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けるとともに、臨床上の課題を取り込んだ研究開発を行うことにより、基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤を構築しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/index05.html
6) シーズ開発・研究基盤プロジェクト
アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行うとともに、国際共同研究を実施し、臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けています。また、橋渡し研究支援機関や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/index06.html

④ 疾患領域に関連した研究開発

疾患研究については、豊富な経験を有する疾患領域コーディネーター(DC)による柔軟なマネジメントができるよう、統合プロジェクトを横断的に対応できる体制で研究開発を推進しています。研究開発統括推進室は、事業部課を併任する疾患調査役とともに、各事業部課と連携しつつ、がん、生活習慣病等 7 つの疾患分野の視点から研究内容を吟味し、疾患領域事業を総合的に把握しています。事業間の連携や次年度以降の疾患領域研究のあり方等を検討し、各疾患領域の実態に合わせた調整を適宜行います。

- 疾患研究の推進:<https://www.amed.go.jp/program/list/18/01/sikkankenkyu.html>

⑤ 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等

1) 政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等
【医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)】 革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けて、政府出資を活用し、産学官が連携して取り組む研究開発を支援し、またその環境の整備を促進しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/index07.html
2) 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等
【ムーンショット型研究開発事業】 我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を推進する事業です。本事業では、未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象として、研究開発を推進しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/18/03/001.html
【革新的医療技術研究開発推進事業(産学官共同型)】
国費と企業原資の研究費を組み合わせることにより、産学官共同による医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を推進しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/18/03/002.html
3) ワクチン・新規モダリティの研究開発
【ワクチン・新規モダリティ研究開発事業】 今後のパンデミックの脅威に備え、重点感染症に対して、感染症有事にいち早く、安全で有効な、国際的に貢献できるワクチンを国内外に届けるため、平時より長期的・安定的かつ戦略的に、①感染症ワクチンの開発、②ワクチン開発に資する新規モダリティの研究開発を支援しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/21/02/001.html
4) ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成
【ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業】 国産ワクチン等の実現に向け、世界トップレベル研究開発拠点(フラッグシップ拠点、シナジー効果が期待できる拠点)や研究開発をサポートする機関の整備等を行うとともに、平時から同研究拠点を中心として、出口を見据えた関連研究を強化・推進しています。 ➤ https://www.amed.go.jp/program/list/21/02/002.html

5) 創薬ベンチャーエコシステムの強化

【創薬ベンチャーエコシステム強化事業】

我が国の創薬ベンチャーエコシステムにおける大規模な開発資金の供給源不足を解消するため、創薬に特化したハンズオンによる事業化サポートを行うベンチャーキャピタル (VC) を認定し、認定 VC による出資を要件として、非臨床試験、第 1 相臨床試験、第 2 相臨床試験もしくは探索的臨床試験の開発段階にある創薬ベンチャーが実施する実用化開発を支援しています。特に、創薬ベンチャーの十分な売上や成長を図るべく、日本に加えて海外市場での事業化を行う計画についても積極的に支援しています。

➤ <https://www.amed.go.jp/program/list/19/02/005.html>

6) 先端国際共同研究の推進

【先端国際共同研究推進プログラム】

国際科学トップサークルへの日本人研究者の参入を促進するとともに、欧米等先進国の優秀な若手研究者の交流・コネクションの強化も図ることで国際頭脳循環を推進し、長期的な連携ネットワークの構築に貢献するため、相手国ファンディングエージェンシーと協働しつつ、より戦略的・機動的に国際共同研究を支援しています。

➤ <https://www.amed.go.jp/program/list/20/01/009.html>

8. 業務の成果と使用した資源の対比

(1)自己評価

AMED は、2015 年度(平成 27 年度)の設立以降、「成果を一刻も早く実用化し患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指して、基礎から実用化までの一貫した医療研究開発の推進、その成果の円滑な実用化を図るとともに、研究開発環境の整備を総合的かつ効果的に行うためのさまざまな取組を役職員一体となって行ってきました。2022 年度(令和 4 年度)の業務実績について、各業務(セグメント)毎の具体的な取組の結果(自己評価委員会における評価結果であり、2023 年(令和 5 年)6 月末に主務大臣に提出)と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細については、2022 年度(令和 4 年度)の業務実績に係る自己評価報告書をご覧ください。

(参照:<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

第2期中長期目標		自己 評価	行政コスト
Ⅰ．(1)AMED に 求められる機能を 発揮するための体 制の構築等	①医療に関する研究開発マネジメントの実現	A	1,188,886 千円
	②研究不正の取組の推進		
	③研究データマネジメント		
	④実用化へ向けた支援		
	⑤国際戦略の推進		
Ⅰ．(2)基礎研究 から実用化へ一貫 して繋ぐプロジェ クトの実施	まとめ	A	152,104,025 千円
	①医薬品プロジェクト	a	
	②医療機器・ヘルスケアプロジェクト	a	
	③再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	a	
	④ゲノム・データ基盤プロジェクト	a	
	⑤疾患基礎研究プロジェクト	s	
	⑥シーズ開発・研究基盤プロジェクト	a	
Ⅰ．(3)基金等を 活用した中長期的 な研究開発の促進 等	まとめ	A	19,419,435 千円
	①政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等	a	
	②健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等	a	
	③新型コロナウイルスワクチンの開発支援	a	
	④ワクチン・新規モダリティの研究開発	a	
	⑤ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成	a	
	⑥創薬ベンチャーエコシステムの強化	a	
	⑦先端国際共同研究の推進	a	
Ⅰ．(4)疾患領域 に関連した研究開 発	－	A	Ⅰ．(2)の 内数
Ⅱ．業務運営の効 率化に関する事項	①組織・人員体制の整備	B	4,103,342 千円
	②PDCAサイクルの徹底		
	③適切な調達の実施		

	④外部能力の活用		
	⑤業務の効率化		
	⑥業務の電子化に関する事項		
Ⅲ.財務内容の改善に関する事項	(1)運営費交付金の適切な執行に向けた取組	B	
	(2)保有資産の処分等		
Ⅳ.その他業務運営に関する事項	(1)内部統制に係る体制の整備	B	
	(2)コンプライアンスの推進		
	(3)情報公開の推進等		
	(4)情報セキュリティ対策の推進		
	(5)職員の意欲向上と能力開発等		

【自己評価について】

S:特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。A:顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。B:成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。C:より一層の工夫、改善等が期待される。D:抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

(2)当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況は以下のとおりです。なお、2022年度(令和4年度)の主務大臣による評価は今夏以降に示されます。

区分	令和3年度
評価	A

9. 予算と決算との対比

(法人単位決算報告書)

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額	差異理由
収入				
運営費交付金	6,668	6,668	0	
医療研究開発推進事業費補助金	132,969	127,931	5,038	(注 2)
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	17,030	21,545	△4,515	(注 1)
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	1,920	1,874	47	
革新的研究開発推進基金補助金	308,795	308,795	0	
先端的国際共同研究推進基金補助金	6,050	6,050	0	
その他の収入	0	8,812	△8,812	(注 3)
寄附金収入	132	160	△28	(注 4)
受託等収入	335	335	0	
計	473,899	482,170	△8,271	
支出				
一般管理費	4,592	4,326	266	
人件費	1,625	1,440	185	
物件費	2,918	2,838	80	
公租公課	49	49	1	
事業費	34,100	31,170	2,930	
物件費	34,100	31,170	2,930	
医療研究開発推進事業費	132,969	126,300	6,669	(注 2)
保健衛生医療調査等推進事業費	17,030	18,885	△1,855	(注 1)
中小企業医療研究開発推進事業費	1,920	1,824	96	
受託等経費	335	335	0	
計	190,946	182,839	8,107	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

予算と決算額との差額の説明

(注 1) 前年度からの繰越等のため

(注 2) 次年度への繰越等のため

(注 3) 過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等のため

(注 4) 寄附金収入が増加したため

※詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.amed.go.jp/koukai/teikyou.html>

10. 財務諸表 (要約した法人単位財務諸表)

(1) 貸借対照表

(単位: 百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	596,193	流動負債	122,473
現金及び預金	545,388	固定負債	485,536
有価証券	50,400	資産見返負債	6,141
その他の流動資産	405	長期預り補助金等	479,002
固定資産	147,556	長期預り寄附金	71
有形固定資産	4,573	退職給付引当金	323
無形固定資産	1,380	負債合計	608,010
投資その他の資産	141,603	純資産の部	金額
長期性預金	90,900	資本金	134,040
開発委託金	35,697	政府出資金	134,040
開発委託金回収債権	13,370	資本剰余金	293
敷金保証金	279	利益剰余金	1,406
退職給付引当金見返	323	当期末処理損失△	△1,635
その他	1,033	純資産合計	135,739
資産合計	743,749	負債純資産合計	743,749

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(2) 行政コスト計算書

(単位: 百万円)

項目	金額
I 損益計算書上の費用	176,816
業務費	167,287
一般管理費	4,103
雑損	3,151
経常損失	2,275
法人税、住民税及び事業税	0
II その他行政コスト	0
III 行政コスト	176,816

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(3)損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用(A)	174,541
業務費	167,287
人件費	2,999
研究委託費	156,016
業務委託費	2,063
減価償却費	2,181
その他	4,027
一般管理費	4,103
人件費	2,011
業務委託費	649
減価償却費	35
その他	1,409
雑損	3,151
経常収益(B)	175,005
運営費交付金収益	6,183
補助金等収益	162,564
寄附金収益	171
受託業務収入	335
その他	2,556
財務収益	8
雑益	3,188
臨時損益(C)	△2,099
その他調整額(D)	0
当期総利益(△総損失)(B-A+C+D)	△1,635

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(4)純資産変動計算書

(単位:百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III利益剰余金	純資産合計
当期首残高	141,697	268	3,041	145,006
I 資本金の変動	△7,656			△7,656
II 資本剰余金の変動		25		25
III利益剰余金の変動				
その他			△1,635	△1,635
当期変動額合計	△7,656	25	△1,635	△9,269
当期末残高	134,040	294	1,406	135,739

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(5)キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

項目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	298,946
人件費、その他経費支出	△181,936
運営費交付金収入	6,668
補助金等収入	466,188
寄附金収入	160
受託収入	335
その他の収入	11,605
国庫納付金支出	△2,186
その他の支出	△1,887
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△73,697
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△7,656
IV 資金に係る換算差額(D)	0
V 資金増加額(又は減少額Δ)(E=A+B+C+D)	217,593
VI 資金期首残高(F)	23,995
VII 資金期末残高(G=E+F)	241,588

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

※詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.amed.go.jp/koukai/teikyou.html>

11. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1)貸借対照表

(資産)

2022 年度(令和 4 年度)末現在の資産合計は 743,749 百万円と、前年度比 291,025 百万円増(64.3%増)となっています。これは、主として現金及び預金が前年度比 521,393 百万円増加したことによります。

(負債)

2022 年度(令和 4 年度)末現在の負債合計は 608,010 百万円と、前年度比 300,292 百万円増(97.6%増)となっています。これは、主として長期預り補助金等が前年度比 260,897 百万円増加したことによります。

(2)行政コスト計算書

2022 年度(令和 4 年度)の行政コストは 176,815 百万円となっています。前年度比 29,741 百万円減(14.3%減)となっています。これは主として業務費が前年度比 28,719 百万円減少したことによります。

(3)損益計算書

(経常費用)

2022 年度(令和 4 年度)の経常費用は 174,541 百万円と、前年度比 31,001 百万円減(15.5%減)となっています。これは、主として業務費の内、研究委託費が前年度比 29,663 百万円減少したことによります。

(経常収益)

2022 年度(令和 4 年度)の経常収益は 175,005 百万円と、前年度比 33,896 百万円減少(16.2%減)となっています。これは、主として補助金等収益が前年度比 28,911 百万円減少したことによります。

(当期総損失)

上記経常損益の状況及び臨時損益の結果、2022 年度(令和 4 年度)の当期総損失は△1,635 百万円と、前年度比 4,167 百万円減(164.6%減)となっています。

(4)純資産変動計算書

(資本金)

2022 年度(令和 4 年度)末現在の資本金は 134,040 百万円と、前年度比 7,656 百万円減(5.4%減)となっています。これは、利益の処分 7,656 百万円をしたことによります。

(利益剰余金)

2022 年度(令和4年度)末現在の利益剰余金は 1,406 百万円と、前年度比 1,635 百万円減(46.2%減)となっています。これは、当期純損失△1,635 百万円により減少したことによります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

2022 年度(令和 4 年度)の業務活動によるキャッシュ・フローは 298,946 百万円と、前年度比 75,152 百万円の資金増となっています。これは、主として補助金等収入が前年度比 46,307 百万円増加したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

2022 年度(令和 4 年度)の投資活動によるキャッシュ・フローは△73,697 百万円と、前年度比 132,554 百万円の資金減となっています。これは、主として有価証券の取得による支出が前年度比 836,119 百万円増加し、有価証券の償還による収入が 398,030 百万円増加したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

2022 年度(令和 4 年度)の財務活動によるキャッシュ・フローは△7,656 百万円と、前年度比 1,728 百万円の資金減となっています。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が 1,728 百万円増加したことによります。

12. 参考情報

(1)要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	現金、1年以内に満期の到来する預金
有価証券	譲渡性預金等
その他の流動資産	前払費用、賞与引当金見返等
有形固定資産	建物、工具器具備品
無形固定資産	商標権、ソフトウェア
開発委託金	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第1項第1号に規定する医療分野の研究開発のうち、医療分野研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム及び医療研究開発革新基盤創成事業として企業等に委託し、支出した金額
開発委託金回収債権	開発委託金のうち、研究開発の成功・不成功等に応じて企業等より返還されることが確定した金額
退職給付引当金見返	退職給付引当金の繰入に対応する額
その他	投資有価証券等
流動負債	預り補助金等、未払金等
資産見返負債	固定資産(償却資産等)の取得額のうち運営費交付金、補助金等に対応する額
退職給付引当金	退職給付に係る引当金
長期預り補助金等	翌事業年度以降の特定の事業に充てるため特別の資金として保有することを目的として交付を受けた補助金
長期預り寄附金	翌事業年度以降の特定の事業に充てるための寄附金
政府出資金	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	資本金及び利益剰余金以外の資本の額
利益剰余金	業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	行政コストのうち、損益計算書に計上される費用
その他行政コスト	行政コストのうち、AMEDの会計上の財務的基礎が減少する取引に相当するものであるが、損益計算書に計上されないもの

③ 損益計算書

業務費	業務に要した費用
人件費	給与、賞与、法定福利費等、職員等に要する費用
減価償却費	固定資産の取得原価を耐用年数にわたって配分した費用
運営費交付金収益	運営費交付金を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
補助金等収益	補助金等を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
臨時損益	国庫納付金、固定資産売却益等
その他の調整額	法人税、住民税及び事業税

④ 純資産変動計算書

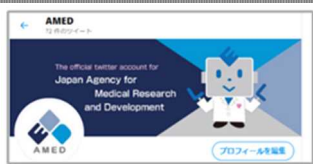
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、運営費交付金収入、補助金等収入、業務収入、その他の経費支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	不要財産に係る国庫納付等による支出等が該当

(2)主な広報活動

AMED に関する基本的な情報、AMED の取組や研究開発事業の成果について、ホームページ、SNS、パンフレット等の多様なツールを活用し、シンポジウムや成果報告会等の様々な機会を捉えて、広報活動を積極的に展開しました。

ホームページ	パンフレット等	
	AMEDのご案内 	成果集 
https://www.amed.go.jp/index.html 総合パンフレットや各事業のパンフレット、成果集などの刊行物は、下記よりご覧になれます。 (参照：https://www.amed.go.jp/pr/pamphlet.html)		
SNS 等		
twitter 	YouTube (AMED チャンネル) 	note (AMED Pickup) 
アカウント @AMED_officialGL @AMED_officialJP	https://www.youtube.com/@amed	https://amed-gov.note.jp/
公募やイベント開催に関する情報などを twitter で配信するほか、YouTube (AMED チャンネル) や note (AMED Pickup) を活用して、AMED の事業や活動を紹介しています。		
メールマガジン		
AMED の活動状況をはじめ、公募、調達、研究公正 (RIO) など、さまざまな情報についてお知らせするメールマガジンを配信しています。(参照：https://www.amed.go.jp/pr/mailmagazine.html)		